

2019年度 4段位昇段審査会 実施規程

2018年11月7日 第106回理事会承認済

2012年5月30日第77回理事会、同年6月23日第78回理事会で承認された「4段位授与規定」、「4段位昇段 中央研修会実施要綱」および2013年1月19日第81回理事会で承認された「4段位昇段研修会等の実施方式に関する改訂」に基づいて、2012年12月から4段位昇段中央研修会が東京会場と大阪会場で開催された。さらに、2013年6月15日第82回理事会で、4段位昇段審査会は「1次審査会」と「2次審査会」の2段階の審査会を実施して、受審者が1次審査に合格し、次期審査会以降に開催される2次審査に合格した場合に、4段位を授与することが承認された。これらの理事会で承認された4段位昇段審査会の実施方式に基づいて、2013～2018年度前期までの4段位昇段審査会が実施された。

2017年10月25日第101回理事会、および2018年11月7日第106回理事会において、4段位昇段審査会の実施方式の変更が承認された。4段位昇段を目指す受験者各位は、「1次審査」「2次審査」ともに本規程を熟読し、変更点に留意されたい。

太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

記

第1部；4段位審査会の実施；

- 1) 審査会は、例年、前期と後期の年2回、「1次審査会」と「2次審査会」を実施する。審査会受審者は、日本連盟が指定した申込締切日までに、「太極拳4段位 第1次昇段審査 申請書」または「太極拳4段位 第2次昇段審査 申請書」、を日本連盟事務局宛に提出して申し込む。「太極拳4段位1次昇段審査 申請書」の「特別推薦欄」に、受審者が所属する都道府県連盟加盟団体の団体長と、所属都道府県連盟会長の特別推薦承認印が無いものは、申込みを受理しない。
- 2) 前期は、「1次審査会」「2次審査会」ともに、東京と大阪の2会場で行う。後期は、「1次審査会」「2次審査会」ともに、全国8ブロック7会場で行う。受審者はそのいずれかの1日を選んで申込みをし、受審しなければならない。受審料は「1次審査」「2次審査」ともに、一人7,000円とする。
- 3) 「1次審査会」を受審する人は、下記の受験条件を満たした人でなくてはならない。
 - ①太極拳学習歴が10年以上である人。
 - ②日本連盟主催の「4段位昇段 中央研修会」に1回以上参加したことがある人。
 - ③「1次審査会」の前日に開催される、「1次研修会（前日講習会）」に参加した人。ただし、②と③は、いずれか一方を満たしていればよい。
- 4) 後期に8ブロックで実施する「1次審査会」の前日には、「1次研修会（前日講習会）」を開催する。参加費用は一人10,000円とする。「1次研修会（前日講習会）」は、1次審査会を受験しない人も、希望すれば参加することができる。

第2部；4段位審査会における2段階審査（1次審査会と2次審査会）；

1次審査会に合格した人は、2次審査会の受審を申請することができる。それ以外の人は、1次審査会のみを受審申請することができる。

1) 審査会実施日程と受審申請；

4月前期審査会 第1次審査会；

東京、大阪とも審査会前日に「4段位昇段 1次研修会（前日講習会）」を開催する。

東京会場 = 2019年4月7日（日）

大阪会場 = 同 4月14日（日）

4月前期審査会 第2次審査会；

2次審査会では、前日講習会は開催しない。

東京会場①= 4月8日（月）、東京会場②= 4月9日（火）、東京会場③= 4月10日（水）

大阪会場①= 4月15日（月）、大阪会場②= 4月16日（火）、大阪会場③= 4月17日（水）

2) 受審申請；

受審申請は、所属都道府県連盟が一括して「太極拳4段位 第1次昇段審査 申請書」「太極拳4段位 第2次昇段審査 申請書」「1次研修会（参加申込書）」に、「4段位昇段審査会 申請書一括送付状」を添えて、1月20日を申請期限として、日本連盟事務局に提出する。

受審申請者は、所属都道府県連盟の受審申請手続きが円滑に行われるように、1月13日までに申請書類を提出すること。

3) 受審料の納付手続きと「受審票」「受審案内」の送付；

日本連盟は、受審申請者に対して、1月末までに「受理通知」と「受審料納付用・郵便振替用紙」を送付する。申請者は、指定された期日までに、日本連盟に「審査会受審料」を納付する。1次審査を申請した人で、参加を希望する人は「1次研修会（前日講習会）受講料」も併せて納付する。期日までに納付した申請者にたいして、日本連盟は、「受審票」「受験案内」を送付する。

4) 1次審査会の審査；

1次審査は、「4段位教程 重点項目」のうちの、「1. 4段位基本項目（3段検定重点項目まとめ）」について審査する。受審者の全員にたいして「点検結果通知表」を作成して審査する。達成度A+Aの評価を得た人は、1次審査合格とし、合格通知を行う。それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を本人宛に送付する。

5) 2次審査会の受審申請；

1次審査において合格通知を得た人は、次期審査会以降において、2次審査会受審を申請することができる。

ただし、2次審査を受審申請するためには、1次審査合格後に日本連盟主催の「4段位昇段 中央研修会」を1回以上受講しなくてはならない。

6) 2次審査会の審査；

2次審査は、「4段位教程 重点項目」のうちの、「2. 身法の開合との手法の結合」、「3. 外三合」、「4. 心静体鬆・気沈丹田」について審査する。受審者全員にたいして「点検結果通知表」を作成する。達成度A評価を得た人は、2次審査合格とし、4段位授与決定通知を行う。

それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

7) 4段位認定登録と認定証書；

2次審査合格者で、都道府県連盟を通じて規定の認定登録料を納付した人には、4段位認定証書を授与する。

以上